

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月27日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第5号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1の3（第13条の2関係）		別表第1の3（第13条の2関係）	
路線名	区 間	路線名	区 間
略		略	
主要地方道（33号） 高松善通寺線	高松市西宝町3丁目8番14地先から 坂出市府中町97番1地先まで	主要地方道（33号） 高松善通寺線	高松市西宝町3丁目8番14地先から 坂出市府中町97番1地先まで
	<u>坂出市室町3丁目1336番8地先から</u>		丸亀市原田町東三分一2228番1地先から 善通寺市稲木町1270番1地先まで
	<u>坂出市元町3丁目1466番地6地先まで</u>		
	丸亀市通町94番地1地先から 善通寺市稲木町1270番1地先まで		
略		略	
一般県道（192号） 瀬居坂出港線	坂出市西大浜北1丁目3番4地先から 坂出市築港町2丁目310番地52地先まで	一般県道（192号） 瀬居坂出港線	坂出市西大浜北1丁目3番4地先から 坂出市築港町2丁目5番33地先まで
	略		略
略		略	
一般県道（200号） まんのう善通寺線	略	一般県道（200号） まんのう善通寺線	略
一般県道（203号） 丸亀港線	丸亀市西平山町309番地1地先から 丸亀市通町94番地1地先まで	一般県道（203号） 丸亀港線	略
一般県道（215号） 多度津港線	略	一般県道（215号） 多度津港線	略
略		略	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。